

入札説明書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 業務名

佐世保情報産業プラザ自家用電気工作物及び電力量計等更新業務（7新産 第33号）

(2) 業務内容

別添「業務仕様書」及び「設計書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金）まで

(4) 業務場所

佐世保情報産業プラザ 第1棟・第2棟（佐世保市崎岡町）

(5) 入札及び開札の日時及び場所

〔日時〕 令和7年9月10日（水）11時00分

〔場所〕 長崎県庁 行政棟6階 建築課入札室

・電送及び郵送による入札は認めない。

・入札及び開札の当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に2の(1)の部局へ確認すること。

(6) 質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに郵送・持参・メールにより書面にて提出すること。なお、郵送・メールによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

〔提出場所〕 長崎県産業労働部新産業推進課 メール：johocluster@pref.nagasaki.lg.jp

〔提出期限〕 令和7年8月26日（火）17時00分

※ 回答については令和7年8月28日（木）17時までに書面（県ホームページへの掲載）にて回答します。

(7) 入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。

エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができないこと。

オ 入札者が代理人である場合は、入札書には、代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

・入札書は、封かんのうえ、封筒に入札番号、入札業務名、会社名、代表者名を記入して下さい。

・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印して下さい。

・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。

(8) 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

代理人の印鑑は、必ず入札書に使用する印鑑と同一にすること。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

(9) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア) 入札保証金等は、令和7年9月9日（火）15時までに提出すること。

(イ) 見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金が免除されるものとする。

・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- (a) 3,000 万円以上
- (b) 3,000 万円未満 1,500 万円以上
- (c) 1,500 万円未満 300 万円以上
- (d) 300 万円未満

- (ウ) 入札保証金の納付免除手続きは、入札保証金免除申請書に保証証書や契約実績を証明する書類の写しを添付のうえ、令和7年9月4日（木）15時までに提出すること。
- (エ) 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

【注意事項】

- ・現金を納付する場合は納付書を発行しますので、令和7年9月4日（木）15時までに2の（2）イの部局へ納付額を申し出てください。令和7年9月9日（火）15時までに納付した後、入札日までに銀行の領収印が押された領収証の写しを提出してください。
- ・入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して7日目として下さい。
- ・契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできません。

イ 契約保証金

- (ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

- (イ) 契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
- ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- (a) 3,000 万円以上
- (b) 3,000 万円未満 1,500 万円以上
- (c) 1,500 万円未満 300 万円以上
- (d) 300 万円未満

- (ウ) 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(11)入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからクにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ウ 入札者が連合して入札したとき。
- エ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- オ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- カ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- キ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ク 所定の額の入札保証金を納入しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ケ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- コ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- サ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- シ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ス ソ民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- セ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(12)落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限範囲内であり、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。

イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・第1回目の入札及び開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、その場で、再度、入札を行う予定です。
- ・入札回数は3回を限度とします。3回までに決定しない場合は、最低価格入札者と随意契約（見積徴取）による契約を締結する場合があります。
- ・2回目以降を辞退する場合でも終了まで途中退席できませんのでご協力下さい。

(13) 契約書の作成等

ア 落札通知を受けた日から5日（県の休日の除く）以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。

イ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

(14) 競争入札の参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 佐世保情報産業プラザ自家用電気工作物及び電力量計等更新業務に関する令和7年8月19日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

エ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

オ この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

(1) 当該契約事務に関する担当部局

〔住所〕 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

〔名称〕 長崎県産業労働部新産業推進課

〔電話〕 095-895-2525

(2) 入札資格審査を得るための申請方法等

ア 申請の時期は、この入札に関する告示の日から令和7年8月28日までの間（県の休日を除く）

イ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〔住所〕 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

〔名称〕 長崎県産業労働部新産業推進課

〔電話〕 095-895-2525